

「図書館が教えてくれた税のかたち」

大田区立大森第四中学校3年 久木野 杏樹

私は本が大好きです。今は漫画が中心ですが、受験勉強の合間、息抜きに読んでリフレッシュしています。私が買う本の値段は、七百円から千円強。夏休みには十冊ほど新しい本を購入し、お小遣いはあつという間になくなってしまいました。そんな時は、私の強い味方「図書館」で、面白そうな本を借りては、楽しく読んでいます。

よく利用する池上図書館は、四年前に移転・リニューアルした施設で、池上駅直結の商業施設の中にあるため、アクセスも良く、頻繁に訪れています。真新しい椅子や机、居心地のよい読書スペースや自習室、予約本の自動受け取り機なども設置され、ますます使い勝手がよくなり、便利になりました。

私は、こんなにきれいで快適な場所を無料で使用できるのは、漠然と「公共の施設であるから」と思っていました。しかし、公共の施設でも、区民プールや体育館は利用料がかかったり、博物館や美術館、動物園では入場料をとられたりすることがあります。図書館だけ完全に無料なのはどうしてか、詳しく知りたいと思い、調べてみました。

図書館には、法律に基づく「無料の原則」があります。日本の公立図書館は、図書館法第十七条により、「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」と定められています。この法律は、国民が「知る権利」を保障し、教育の機会均等を促進するために設けられています。また、図書館は「知る自由」を保障する役割も担っており、これは基本的人権の一部とされています。「知る自由」とは、情報へのアクセス権を意味し、図書館はこの権利を守るために、資料を収集し提供することが求められているのです。

多くの図書館は公共施設であり、自治体が運営しています。本の購入はもちろん、施設の建設や維持、図書館で働く人の給料など、運営費用は主に税金からまかなわれており、利用者からの料金を徴収しないことで、すべての区民が平等に利用できる環境を提供しています。図書館が完全に無料で利用できるのは、この法律に基づく、「図書館無料の原則」によるものであり、国民の知る権利を保障し、情報の提供を通じて、人々の教育や文化の向上に寄与しているのです。

誰もが知識や情報を得ることのできる図書館は、「知的インフラ」と呼ばれるそうです。子供からお年寄りまで、多くの人が無料で利用できる図書館は、公共の施設の中でも、特別な存在に感じました。

これから大人になって働くようになったら、私も税金を納める立場になります。そのとき、誰かの学びや安心につながるような使われ方をしてほしいと願いながら、納税の意味や理由をしっかりとと考えていきながら生活を送っていきたいです。